

地域コミュニティ再生の舞台

～ 社会教育施設の改革の方向性～

(協議報告)

平成23年6月

尼崎市社会教育委員会議

目 次

<u>はじめに</u>	P . 1
<u>公民館の改革の方向性について</u>	P . 3
<u>1 分館の地域移管について</u>	P . 3
(1) <u>行政と市民とが十分協議し、共通認識を持つこと</u>	
(2) <u>分館移管の際の受け入れ団体について</u>	
(3) <u>分館利用者の活動の場の確保を</u>	
(4) <u>分館の配本所機能について</u>	
(5) <u>分館廃止後の施設のあり方について</u>	
<u>2 公民館の役割について</u>	P . 5
(1) <u>公民館の本来の役割について</u>	
(2) <u>公民館の活用方針を考える</u>	
(3) <u>学校との連携強化を</u>	
<u>3 地区館の機能強化について</u>	P . 6
(1) <u>興味を喚起し、新たな利用者呼び寄せる</u>	
(2) <u>子どもをキーワードに</u>	
(3) <u>サービスの向上を</u>	
(4) <u>広報の工夫を</u>	
(5) <u>指導者ボランティア等の発掘養成を</u>	
(6) <u>登録グループの支援、形成促進を</u>	
(7) <u>伝統文化の発掘など新しい事業展開を</u>	
<u>4 職員について</u>	P . 10
(1) <u>一定期間取り組める、専門職員の配置を</u>	
(2) <u>研修の充実を</u>	
(3) <u>職員の構成について</u>	
<u>図書館の改革の方向性について</u>	P . 12
<u>1 選定にあたっての留意点と指定管理者の指定について</u>	
<u>2 今後の運営について</u>	
<u>学校と地域の連携について</u>	P . 14
<u>1 現状</u>	
<u>2 学校と地域との信頼関係の醸成を</u>	
<u>3 積極的なPTA活動を</u>	
<u>4 学校支援ボランティアについて</u>	
<u>5 学校図書ボランティアについて</u>	
<u>6 杭瀬小での取り組みについて</u>	
<u>おわりに</u>	P . 18

はじめに

尼崎市は深刻な財政難に陥っており、行財政構造改革推進プランが打ち出され、社会教育施設の運営や管理面においても変革を余儀なくされている。社会教育施設の改革の一つとして、平成23年度から北図書館では指定管理者制度が導入され、公民館分館においては平成24年度末までに地域移管を進め、公民館機能を廃止する方針であり、昭和44年の社会教育委員会議の答申に基づく「半径750メートルに1分館の設置を目標とすべき」との方針からの転換の時を迎えている。

平成19年8月に本会議において策定した尼崎市社会教育計画を踏まえ、平成20年度からは「地域コミュニティの再生における社会教育の役割」とのテーマで、社会教育行政における問題点を協議した。平成20年度は、委員としての役割、社会教育行政担当としての役割を考える1年間であり、「行政は積極的に社会教育を展開していかななくてはならない。委員としても、会議で発言するだけにとどまらず、行動する社会教育委員が求められる。」ということとで共通理解をした。

平成21年度は、「地域コミュニティ再生の舞台～社会教育施設に求められる機能と今日的課題～」として、地域コミュニティ再生を展開するために社会教育施設はどうあるべきか、地域コミュニティ再生の核となる施設として、公民館や図書館について協議した。

公民館の分館の地域移管が今日的な主要課題としてあり、社会教育委員会議では「分館の地域移管にあたっては社会教育を後退させないこととセットで考える必要がある。市民の視点にたって現在の利用者の活動場所の確保につ

いて検討を要する。 各分館を一律に同じ取扱いで対応できないため、地域性
や利用頻度等に応じて、施設のあり方を検討していくことが求められる。」
といった意見があった。

分館の廃止と共にグループの活動場所が狭められる状況をまず防がなければ
ならない。そのためには、市民が地域コミュニティの中の相互作用により成
長し、コミュニティの核となる活動が活性化するために、公民館分館をどんな
形で地域移管していくべきなのか、同時に、分館を地域移管した後の6地区の
公民館をどう運営していくべきかという方向性を示していく必要がある。以上
のことから、平成22年度は、社会教育施設、特に公民館の改革について、改
革の方向性を見出すための協議を行うこととした。

[目次へもどる](#)

公民館の改革の方向性について

1 分館の地域移管について

(1) 行政と市民とが十分協議し、共通認識を持つこと

16の分館は設備や設立の経緯が様々であるため、地域性や施設の物理的な条件など各分館に応じた対応が求められる。平成22年4月以降、各分館の管理運営協議会や登録グループと一通り協議の場がもたれたところであるが、今後も十分に協議し、行政と市民とが共通認識を持つことが必要である。

今後の協議を進めるにあたっては、市ができる支援策について早急に庁内で調整し、地域に対して移管後の具体的な支援策等を示す必要があるとともに、集会所や町会館やコミュニティセンターなど、他の施設運営状況を調べ、様々な例を示すのもひとつの案である。平成24年度末の分館廃止を予定しているが、現在の分館利用者の他施設での受入体制なども視野に入れ、市民活動が衰退することのないよう十分に配慮して進めてもらいたい。

(2) 分館移管の際の受け入れ団体について

現在までの分館移管に関する説明会や意見交換会において、多くの人が危機感を持ち、自分達が何をすべきか意識していると聞いている。一方、高齢化の進んでいる登録グループでは、分館が廃止になれば解散しようと考えているグループもあると聞いている。

こうした現状を見る中では、分館の地域移管については、現在、分館の業務を一部受託し、利用者の活動内容について熟知している管理運営協議会等の地域団体が受け入れてくれることが現実的で望ましい。

[目次へもどる](#)

(3) 分館利用者の活動の場の確保を

6つの地区公民館で、現在の分館利用者全てを受け入れることは難しい。地区公民館に限定せず、地区会館や総合センターなど他の公共施設も活用して市民の活動の場を確保し、活動を衰退させないような配慮が必要である。また、地区公民館で出来る工夫として、現行3区分（午前、午後、夜間）となっている利用時間帯について、例えば4区分とする、又は時間単位に変更するなど、できるだけ多くの人が公民館を利用できるような見直しなども考えられるが、利用者の意見を聞き、ニーズを把握した上で検討していく必要がある。

(4) 分館の配本所機能について

図書館のインターネット予約の導入と普及により、公民館分館において図書サービス機能が高まりつつあったが、分館廃止に伴い、図書の利用が減ってしまうことが危惧される。

現在、園田地区会館ではボランティアと図書館の委託業者とが図書サービスを行っているが、取り扱い時間を増やすなど、市民がより一層身近に図書に触れられる場を確保できるよう、新たな方法を検討する必要がある。

(5) 分館廃止後の施設のあり方について

地域が分館の移管を受け入れる場合、公民館としての教育施設でなくなることから、社会教育施設としての利用制限も緩和される。分館が社会教育施設ではなくなった後、地域の施設としてどのような役割を果たすのか、施設の運営方法の概要を明確にし、その施設が地域コミュニティの活性化に寄与

するものとなるような配慮が必要である。

2 公民館の役割について

(1) 公民館の本来の役割について

社会教育法第 20 条には、公民館は、「一定区域内の住民に、各種事業を行い、教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定められている。

この趣旨を踏まえ、地域づくりの核としてある公民館は、学びを通して地域住民や多様な団体の連携を図り、「公民」を育成することを目指さなくてはならない。

(2) 公民館の活用方針を考える

公民館をどう活用するか、市がしっかりとした方針を定める必要がある。

例えば、公民館は学校支援の地域力を高めるための社会教育施設と位置づけ、公民館で学習したボランティアが学校を支援するという方向性を示すことは重要な施策になる。具体的には図書ボランティアの育成と目標値を定め、その分野にしばった事業を実施するなど、明確な方針のもとに取り組みを進めれば、地域住民の共感も得やすいと思われるし、公民館の発信力も高まる。公民館が果たすべき方針を決めて積極的に働きかければ市民という人材は育っていく。

(3) 学校との連携強化を

園田東小学校では、校区内のまち探検など公民館と連携した活動をしてい

る。こうした情報を学校間で共有すれば、少しずつ連携の輪が広がり、学校が動き出す。今後公民館と学校がどうつながっていくか、早急に真剣に考えていく必要がある。

杭瀬小学校では、公民館の図書機能を学校で担うことができないかという発想から、学校図書館を地域に開放することを想定して、図書館や公民館と連携して図書ボランティアの育成を始めた。杭瀬小学校の校舎は学校を地域に開放するという考えのもと設計されており、杭瀬小学校で出来ていることが今すぐ他校でも出来るものではないが、出来るところから先行事例を作り、周りの学校にも活動を広げていくことが大事である。

取組みを進めるには、教育委員会の指導助言とともに学校や地域の理解と意欲が必要であるが、条件を整えていけば学校と地域の連携を更に進めていくことができる。

3 地区館の機能強化について

(1) 興味を喚起し、新たな利用者呼び寄せる

市場や商店街などは集客力が減少しており、空き部屋を無料で貸すなど、人を集めようと努力している。公民館でも人を集める工夫が必要である。

平成21年度に市民企画講座で大学と公民館とが連携して実施したソフトアロマヨガ講座には、広報期間が短かったにもかかわらずすぐに募集人員に達し、多くの反響があった。その際のアンケート調査で、参加者の半数は今まで公民館を利用したことのない人であることがわかった。興味を喚起することで、今まで公民館に縁がなかった人を呼び寄せることができた事例である。現代のニーズに合った講座を企画することで、新しく公民館に関心を持

つ人がたくさんできる可能性がある。まずは多くの人に公民館に来てもらい、公民館を知ってもらうことから始める必要がある。

(2) 子どもをキーワードに

公民館改革の突破口として、子どもの利用を増やすことを目標に取り組んではどうか。現在、夏休み期間中は分館や地区館で宿題をしている子どもも多いが、そこから一步踏み込んでみてはどうか。学校の休み期間以外にも学習室や空き部屋を開放したり、学校の休み期間中に読み聞かせや本の楽しさを教える講座をするなど、子ども達が興味を持って参加できる事業を検討する必要がある。

武庫公民館では、県立武庫之荘総合高校と地域との連携のもと「武庫人形劇フェスタ」を実施している。プラスバンドや手遊びなど、案内から運営まで全ての進行に高校生が参加し、地域のグループ等との共演により、当日は地域の人たちが多く集まり賑わった。教育委員会も子どもたちに公民館を身近に感じてもらえるよう、こうした事業に深く関わる必要がある。学校で社会教育を展開するのではなく、公民館に学校の関係者を取り入れて、子どもを含めて社会教育活動をしていくという視点は参考になる。

(3) サービスの向上を

成人セミナー等の勤労者対象の事業の充実を目指すため、土・日曜日や夜間に公民館講座や事業を展開し、利用者に対するサービスの向上を図る必要がある。申込みや利用料の支払・図書サービスを可能にするとともに公民館活動の活性化を図るためには、職員のローテーション勤務の導入を検討し、

ローテーション勤務に必要な人員を確保する必要がある。

(4) 広報の工夫を

今まで公民館から一般市民に対する働きかけがなく、公民館で何をしているのか伝わっていない。公民館にチラシを設置したり、市報やホームページに掲載したりするだけではなく、職員は公民館を利用する市民はもちろん一般市民に対して積極的に働きかける多様な広報の方法を工夫する必要がある。

(5) 指導者ボランティア等の発掘養成を

どんな分野でも、興味を持った講座や事業があれば人は熱心に活動し、最終的には指導者になる人もいる。管理運営や講座運営の面でも地域の人に支えてもらえる公民館を目指すために、特技や技術を持っている人をしっかりと育てていく必要がある。市民の学習の成果を活かす場を設けることは、学習者の意欲向上にもなり、社会教育の推進にもつながる。公民館は常に市民の活動に関心を持ち、状況を把握し、指導者となる人材を育てていかなければならない。

(6) 登録グループの支援、形成促進を

公民館登録グループ数は、平成12年をピークに減少している。

公民館講座をきっかけとして自主講座が立ち上がり、登録グループが出来るのが一般的な流れだが、グループの運営は難しく、何年かたつと解散してしまうことがある。グループ活動は基本的には自主運営に委ねられるべきであるが、公民館職員はグループを育成していくためにどのような支援ができ

るかを考えていく必要がある。

また、新しいグループの形成を促すためには、どのような年齢層をターゲットにどんな講座を企画するかなどの戦略が必要である。利用者同士の横のつながりができるような環境づくりも大切であり、公民館ロビーに談話ができるスペースを設けて自由に語る時間を過ごせるよう工夫をしたり、講座にワークショップを取り入れるなどして、受講者同士が交流できるような仕掛けづくりをしていく必要がある。

(7) 伝統文化の発掘など新しい事業展開を

公民館の機能強化には新しい事業展開が必要であり、伝統文化の発掘や保存に向けた啓発活動などが行われるべきであると思う。和太鼓や三味線などの伝統文化や、継承する人がいないなどの理由で廃れてしまっている地域文化を探して発掘してもらいたい。

他に新しい事業展開として、退職前の人を対象としたセカンドライフに向けた講座や将来の就業に役立つ講座、市民が主体となったゼミ形式の講座などを展開し、公民館での学習や実践を活かせる人材発掘にも取り組んでもらいたい。

座学も大事だが、体を動かすことも重要な学習であり、最近の傾向として、ある程度体系的で専門的なものや、ゼミ形式のもの、実験や実習、フィールドワークなどを組み込んだ課題解決型の学習が求められている。具体例として、大学とも協力した講座展開にも取り組んでもらいたい。

ハード面では、防音設備を完備した部屋の整備を検討してもらいたい。一定の防音設備が充実した部屋が整備できれば、和太鼓や三味線など楽器等の

練習の拠点にもなり、市民に公民館に足を運んでもらう機会にもなる。

4 職員について

(1) 一定期間取り組める、専門職員の配置を

公民館は、市民の活動をサポートし、適切な指導助言を与える機能を有している。より良いサポートをしたり、良い企画を組み立てたりするためには、その地域で何が必要か、何が期待されているのかなど、地域をよく知る必要があり、そのためには、地域で活動している団体と定期的なつながりを持つことも一つの方法である。

職員は、常にグループ活動や各種団体の活動に関心を持ち、必要な時にはプロとしての知識や経験の中から適切な事例や複数の方向性などを示し、市民に考える材料を提供するとともに、共に行動することが求められている。

地域を良く知り、地域との信頼関係を築くためにも、社会教育主事の資格を持つ職員はもちろんのこと、一定期間取り組める社会教育に関心の高い職員を配置すべきである。

(2) 研修の充実を

職員には、有効な研修に行き、学んできたものを周りの職員にフィードバックしてもらいたい。現在は日々の業務の中でのOJTが中心となっているが、職員のモチベーションを高めるためにも研修は必須であり必要である。また、他都市の職員同士の情報交換や勉強会など、自ら研修しようという姿勢は、あらゆるものの改善につながる。

研修の形態としては、講師の話聞くだけのものよりも、参加者がそれぞれの意見を出し合う方が良い。職員だけではなく、公民館グループ、一般の利用者も含めて、斬新な発想をどんどん出してもらえば、新しいアイデアが生まれる。その後、参加者から出た意見を基に、公民館職員による新しい事業展開も期待できる。

(3) 職員の構成について

公民館が、社会教育を推進していくためには、事業の企画など一定の経験を必要とするものが多く、専門的な能力を持った人材が必要である。しかし、現状は、職員としての任務は短期間で異動となっており、短期雇用である定年退職後の嘱託職員が多く配置されていることから、近年、経験豊かな職員が毎年退職を迎えることになっている。今後数年には経験の浅い職員ばかりになることは目前となっている。公民館を改善する意欲と力のある職員と、それを引き継ぐ若い職員の配置が必要である。

図書館の改革の方向性について

尼崎市では中央図書館と北図書館の2館が運営されている他、各地区公民館、各公民館分館、一部地区会館に配本所が設置されている。厳しい財政状況のもと、一層の効率的な運営が求められ、北図書館においては平成23年度から指定管理者制度の導入が決定されたため、平成22年度は指定管理者の選定やより一層の利用者サービスの向上などについて協議した。

1 選定にあたっての留意点と指定管理者の指定について

北図書館は、開館当時から児童サービスや身障者サービスに対する重点的な取り組みを行っているほか、ボランティアグループが近隣の幼稚園や小学校で読み聞かせ講座をするなど活発に活動している。

指定管理者の選定にあたり、社会教育委員会議では「北図書館が力を入れてきた業務を今まで以上に発展させていけるか」「既存図書施設や利用者団体、ボランティアとの連携ができるか」といった点に留意し、市民がどういう図書館を望んでいるのかを意識して業者を選定する必要があるとの意見を述べた。その後平成23年3月の市議会の議決を経て、平成23年4月から「株式会社図書館流通センター」が尼崎市立北図書館の指定管理者となった。

2 今後の運営について

指定管理者制度に移行した後は、運営していくなかで見えてくるであろう課題に柔軟に対応し、改善していくことが重要である。利用者からの要望に即座に対応できるよう、指定管理者と利用者団体等とが協議会を設置し、毎月交流の機会を持つことを提言したい。

また、中央図書館に籍を置く職員や嘱託員を北図書館に派遣して常駐させるなどして、北図書館でのボランティア活動や児童図書サービスなど、これまでの活動が継続され、業務が軌道に乗り、サービスの向上につながるような体制を組む必要がある。図書館の運営は、実際は現場のスタッフの力量に左右される。尼崎市が明確な方針を持ち、それを指定管理者と共有し、指定管理者の管理運営をチェックしていく必要がある。

[目次へもどる](#)

学校と地域の連携について

社会教育施設として公民館、図書館、体育施設、田能資料館、文化財収蔵庫があるが、社会教育施設ではなくても、地区会館や学校など、市内に存在するあらゆる施設が社会教育活動の場としての役割を果たすことができる。学校を地域資源のひとつと考えたとき、コミュニティ再生のためにどんな役割を果たすことができるか。「社会教育計画」では、コミュニティの単位として小学校区をひとつのエリアとした「小学校区学習センター構想」を提言し、学校を地域の核とし、子どもを取り巻く地域の大人が共に学習し、地域課題を解決する地域づくりをめざそうとしている。今年度は、学校と地域との連携の現状把握をするため、小学校への聞き取り調査及びPTAへのアンケート調査を実施した。

1 現状

各学校において、地域との連携のもと多種多様な活動が行われている。

特に「登下校時の見守り活動」は、程度の差こそあれ全校で実施されており、実施主体は社会福祉協議会、老人会、PTA などであった。また、「図書ボランティア・読み聞かせ」についても約9割の学校で実施されており、未実施校でも受け入れを望む声が多かった。「園芸・草刈等」の学校の環境整備は3分の2以上の学校で実施されている他、「企業の出前講座」「地域の市場や商店の見学」「地域の田畑を借りての農作業体験」「地域行事（運動会・祭）への参加」なども多くの学校で行われている。

地域との連携活動の現状や今後の活動への意欲については学校間に温度差があり、現状より多くの受け入れには抵抗がある学校も見受けられたが、各校とも、地域との連携の重要性は認識していた。

2 学校と地域との信頼関係の醸成を

校長は地域の人ではないことが多く、数年で異動があることが通例で、地域のことを把握しきれていない場合もあると思われるが、PTA会長などとしてしっかり話し、地域の状況を知っていれば、何か問題があってもうまく対応できると思う。PTAやそのOB会組織、少年補導委員や保護司など、多くのつながりがある学校では、新しく赴任した校長も地域に溶け込めるのではないかと。地域とのつながりを深めるため、児童生徒や先生には出来るだけ地域行事に参加するよう呼びかけることが望ましい。

園田東小学校では、こんな人に学校に来てもらいたいと地域に対して働きかけをしたり、休日の地域行事には必ず参加するなどして、地域との人間関係を作り学校に人を引き込んだ結果、現在は地域の人などが空き教室を使って子ども達を集めて英会話や遊び幼児教育などの活動をしている。公民館がもっと地域に働きかければ、連携活動のきっかけがつかめると思う。

3 積極的なPTA活動を

PTAの活動状況も学校によって差がある。

竹谷小学校では、流しそうめんや大きなシャボン玉づくりなどのイベントを開催したり、小学校の茶室の改装など、学校が必要とすることにに対してバザーを開催して資金集めをするなど、活発に活動している。こういった活動を積極的にPRして、周囲に啓発していくことが大事だと考えている。PTAの会員は、地域住民であるとともに学校に通う子どもの保護者でもあり、学校や地域との連携が一番しやすい立場である。

地域社会で社会的な活動をしている人の多くは、PTAの卒業生である。P

PTAの活動を通してボランティア精神を学び、地域社会に出てその成果を発揮するという流れになっている。将来、地域社会で活躍する人材を育成するためにも、PTAには頑張って活動してもらいたい。

4 学校支援ボランティアについて

学校がボランティアを募集する時には、どのような必要があって何をしてもらいたいのか目的をはっきりさせる必要がある。ボランティアが差し出がましいことをして、かえって学校現場を乱してしまうことのないようにしなければならない。学校側とボランティア側とが共通理解をしていないと、成果はあがらず、ボランティアも育たないと言える。

学校側は無料で来てもらうことに対する遠慮があるようだが、実際に学校で活動をする方は、挨拶やお礼の言葉を一番嬉しく思うものである。対価を求めるものでなく先生や子ども達との温かい交流が、ボランティアのやりがいや活動の継続につながると言える。

5 学校図書ボランティアについて

学校図書ボランティアは多くの学校で活動しており、学校側のニーズも高い。

平成22年度には、公民館と図書館とが連携して、杭瀬小学校において学校図書ボランティアの養成講座が実施されている。図書館の支援のもとで公民館が働きかけ、各学校の図書ボランティアが公民館で勉強したり話し合ったりする機会をもうけてはどうか。学校図書ボランティアを軸として、学校と地域、公民館、図書館とがつながれば、子どもたちが公民館や図書館へ行くきっかけにもなり、逆に地域の方が学校へ足を運ぶきっかけにもなる。学校図書ボラン

ティアは、学校と地域との連携を進めるうえでキーワードとなる取り組みであると言える。

6 杭瀬小での取り組みについて

平成22年11月の兵庫県社会教育研究大会分科会において、杭瀬小での取り組みが発表された。子ども達への学習支援だけでなく地域の活性化にもつながるようにと、杭瀬小学校を拠点として、社会教育委員が園田学園女子大学と杭瀬小と地域とのコーディネーター役として平成22年3月から連携活動を始めている。具体的には学生が小学校行事にボランティアとして参加したり、杭瀬地域の商店街のイベントや神社の秋季例祭に参加するなどのフィールドワークを実施したりしており、今後の活動の進め方を模索しているところである。

学校ごとに地域の状況が異なるため、市内の全校で一律に取り組みを進めることはできないが、杭瀬小の取り組みが先行事例となり、各小学校にコーディネーターが育ち、全市に連携活動が広がることが理想であるし可能性がある。

おわりに

平成 22 年度は、5 回の会議を開催し、社会教育施設の改革の方向性を見出すための協議を行った。

北図書館では平成 23 年度から指定管理者制度が導入された。制度導入後も、これまでの活動が継続されサービスが向上するよう、市が責任を持ち、今後の行く末を見守っていく必要がある。

公民館においては、平成 24 年度末をもって分館が地域移管され、平成 25 年度から 6 地区館での運営という新しい局面を迎える予定である。平成 22 年度の社会教育委員会議において行政から示された具体的な施策展開案や、それに対する委員の意見を踏まえ、今後も地域住民との十分な協議や配慮のもと、取り組みを進めてもらいたい。

社会教育委員会議の委員が求めているのは、市民が「公民」として成熟し、社会のために働こうというボランティアスピリットを持ち、実際に行動することである。その行動の場として公民館や図書館をはじめとした社会教育施設がある。

社会教育施設は、地域住民がその個人の教養を向上させるための学びを行うだけの場所ではなく、相互作用により成長し、コミュニティの核となる活動を継続できることを目的とした場所である。市民の学びの場を守り支援していくことが、地域コミュニティの再生につながっていくと考える。行政および社会教育委員は、社会教育の発展を実現するために、危機的な財政状況にあっても、限られた条件の中で明確な目的と戦略を持ち、一層連携協力して様々な課題に取り組んでいかなければならない。